

かわさきいん 【川崎委員】

「基本的人権の確認・地域社会で生活を営む権利について」精神障害者の大多数が家族と暮らし、30万人以上の人が精神科病院にいます。地域社会で自立して生活することは当然の権利として実現すべきことですが、実際は住居もなく、生活費もなく、孤立も不安で自立することが困難です。障害者個人の地域生活が容易にできるよう、またそれが満足のいくものであるよう、住居を得る権利、所得を得る権利、ケアを利用する権利を明確にすべきであると考えます。

きたのいん 【北野委員】

「障害者の権利と支援に関する基本法」の何処を改正すべきか？①

- ・第1条（第4条）では、障害者が他の市民と同じ社会生活に参加・参画する権利主体であり、国・自治体はそのために必要な支援に関する責務を負うことを明確にする
- ・第5条では、障害者も同じ市民として、相互に理解と支援を創造する連帯の主体であることを明確にする

「障害者の権利と支援に関する基本法」の何処を改正すべきか？②

- ・第8条では、すべての障害者が、本人の希望する地域社会で自立した生活を営む権利を有することを明確にする

さとういん 【佐藤委員】

（3）障害分野の政策・計画決定への当事者参加（修正・新設）

（ア）多様な機能障害のある人々の参加を地方でも

現行基本法では、中央障害者施策推進協議会についての第25条で、「・・・委員の構成については、中央協議会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた協議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。」とされているのみである。これを都道府県、市町村にも適用するため第4章にも規定すべきである。

また、障害者基本計画において、「障害者団体や本人活動への支援」として、「知的障害者本人や精神障害者本人の意見が適切に示され、検討されるよう支援を強化する。特に、様々なレベルの行政施策に当事者の意見が十分反映されるようにするため、当事者による会議、当事者による政策決定プロセスへの関与等を支援することを検討する。」としている。しかし地方自治体において、知的障害や精神障害などの当事者の参加は、ほとんど進んでいない（内閣府障害者施策H Pの「地方の取り組み」参照）。また参加した会議においても、障害特性に応じた合理的配慮がなされておらず、形骸化の懸念もある。よって各種会議の委員の任命方法や合理的配慮について、障害者団体と必ず協議すべきである。

しょうがい とくせい ごりてきはいりよ さんか けいがいか とく ちてきしょうがい せいしん
障 害 の 特 性 に あ わ せ た 合 理 的 的 配 慮 が な さ れ な け れ ば 、 参 加 は 形 骸 化 し て し ま う 。 特 に 知 的 障 害 、 精 神
しょうがい こうじのうきのうしょうがい こみゆにけーしょん しょうがい どうじしゃ じぜん しんぎじこう つうたつ
障 害 、 高 次 脳 機 能 障 害 な ど コ ミ ュ ニ ケー シ ョ ン に 障 害 を も つ 当 事 者 に つ い て は 、 事 前 の 審 議 事 項 の 通 達 や
しりょうはいふ しえんしゃ さんか かいぎ しんこうすびーど きゅうけいじかん はいりよ だいいりいん さんか こま はいりよ
資 料 配 布 、 支 援 者 の 参 加 、 会 議 の 進 行 ス ピー ド や 休 息 時 間 の 配 慮 、 代 理 委 員 の 参 加 な ど 、 き め 細 かな 配 慮
を す る 必 要 が あ る 。

しょうがいしゃだんたい こうてきしきんじよせいせいで
(イ) 障 害 者 団 体 へ の 公 的 資 金 助 成 制 度 を

くに ちほう しょうがいしゃだんたい せいさく けいかく けつていかてい さんか せいど かんこう ていちゃく しょうがいしゃだんたい
国 ・ 地 方 で の 障 害 者 団 体 の 政 策 ・ 計 画 決 定 過 程 へ の 参 加 が 制 度 ・ 慣 行 と し て 定 着 し て も 、 障 害 者 団 体
ちから こうかてき さんか こくれん せいふ しょうがいしゃだんたい いくせいきょうか ざいせいてきしえん
に そ の 力 が な け れ ば 効 果 的 な 参 加 に は な ら ない 。 そ の た め に 国 連 は 政 府 に 、 障 害 者 団 体 の 育 成 強 化 、 財 政 的 支 援
もと たど ねん しょうがいしゃ かん せかいこうどう けいかく ねん しょうがいしゃ きかいきんとうか
を 求 め て い る 。 例 え ば 、 1982 年 の 障 害 者 に 関 す る 世 界 行 動 計 画 や 1993 年 の 障 害 者 の 機 会 均 等 化 に
かん きじゅんきそく かきさんしょう ねんはっこう しょうがいしゃけんりじょうやく ぜんぶん おー だい じょう だい
関 す る 基 準 規 則 (下 記 参 照) で あ る 。 (な お 、 2008 年 発 効 の 障 害 者 権 利 条 約 で は 、 前 文 (o) 、 第 4 条 3 、 第
じょう どう しょうがいしゃ しょうがいしゃだんたい いしけつてい せいさく けつてい けいかく けつてい さんか きょうちょう
33 条 3 等 で 障 害 者 ・ 障 害 者 団 体 の 意 志 決 定 ・ 政 策 決 定 ・ 計 画 決 定 へ の 参 加 を 強 調 し て い る が 、
ざいせいしえん めいき
財 政 支 援 ま で は 明 記 し て い ない 。)

なんら さーびすじぎょう じゅたくだんたい どうじしゃだんたい みと さーびすしたう にほん いっぱんてき しょうがいしゃ
何 か の サー ビ ス 事 業 の 受 託 団 体 と し て 当 事 者 団 体 も 認 め る (サ ー ビ ス 下 請 け) と い う 日 本 で 一 般 的 な 「 障 害 者
だんたい じよせい しょうがいしゃやうどう しえん せいさくていげんかつどう しえん しみんけいはつかつどう しえん
団 体 へ の 助 成 」 で は な く 、 障 害 者 運 動 そ の も の へ の 支 援 、 政 策 提 言 活 動 へ の 支 援 、 市 民 啓 発 活 動 な ど へ の 支 援
こうてきしきん おうえん いらい しゅし よわ たちば ひとびと はつげんりよく おうえん びょうどう しゃかい つく
を 、 公 的 資 金 で 応 援 し 依 頼 す る の が 趣 旨 で あ る 。 弱 い 立 場 の 人 々 の 発 言 力 を 応 援 し よ り 平 等 な 社 会 を 作 ろ う
い さーびすりようしゃ さーびすていきょうしゃ くじょう ようぼう ひょうめい よわ さいど ほきょう
と い う こ と で あ る 。 ま た サ ー ビ ス 利 用 者 が サ ー ビ ス 提 供 者 に 苦 情 や 要 望 を 表 明 し や す い よ う に 、 弱 い サ イ ド を 補 強 し よ
う と い う こ と で も あ る 。

じっさい ねん ひつしゃ ほうもんちょうさ じょうほう
実 際 、 1994 年 の 筆 者 の 訪 問 調 査 の 情 報 で あ る が 、

かなだ ぶりにいっしゅ ころんびあ しゅう まんにん だぶる しー えむ えいち えぬ かいいん にん せいしんしょうがいしゃだんたい しゅう ほじょきん
・ カ ナ ダ B C 州 (330 万 人) で は W C M H N と い う 会 員 750 人 の 精 神 障 害 者 団 体 が 、 州 か ら の 補 助 金
にん こよう
で 3 人 を 雇 用 。

どうしゅう しょうがいしゃだんたいれんごうかい しゅう ほじょきん びんごげーむたいかいしゅうえき せんまんえんいじょう ねんかん
・ 同 州 の 障 害 者 団 体 連 合 会 は 、 州 か ら の 補 助 金 や ビ ン ゴ ゲー ム 大 会 収 益 な ど を あ わ せ て 7 千 万 円 以 上 の 年 間
しきん にんいじょう しょくいんたいせい かつどう
資 金 を も ち 10 人 以 上 の 職 員 体 制 で 活 動 。

おらんだ どうじ まんにん おも せいふほじょきん しんしょうしゃだんたいれんごうかい にん ちてきしょうがいぜんこく だんたい けい にん
・ オ ラ ン タ (当 時 1500 万 人) で も 主 に 政 府 補 助 金 で 身 障 者 団 体 連 合 会 は 38 人 、 知 的 障 害 全 国 6 団 体 は 計 75 人 を
こよう せいしんしょうがい だんたい ねんかん おくえん びょういんかんじゃちかうんえいとう
雇 用 。 精 神 障 害 5 団 体 に は 年 間 1.4 億 円 。 病 院 患 者 自 治 会 運 営 等 。

すえーでん まんにん しかくしょうがいだんたい にん こよう
・ ス エー デ ン (850 万 人) で は 視 覚 障 害 団 体 だ け で 90 人 を 雇 用 。

さいきん すえーでん
で あ っ た 。 や や 最 近 の ス エー デ ン で は 、

ねんだいいこう くに しょうがいしゃだんたい いっぱんてき かつどう しえん しょうがいしゃだんたい たい ほじょきん れべる ねん
「 1960 年 代 以 降 、 国 は 、 障 害 者 団 体 の 一 般 的 な 活 動 を 支 援 し て き た 。 障 害 者 団 体 に 対 す る 補 助 金 の レ ベ ル は 1994 年

じよじよ かくだい いこう たか かん しょうがいしゃだんたい かず きゅうそく ぞうだい しょうがいしゃうんどう
まで徐々に拡大したが、それ以降は高くなっていない。この間に、障害者団体の数は急速に増大した。障害者運動は、
われわれ 民主主義を発展させる重要な一般国民運動である。障害があるため個々の会員から個別に事情を聞くことは
こなん 困難であるが、団体として聞くことは可能である。障害者運動は、障害者の生活状況についてモニターしたり、報告する
ことによって、ニーズや不足に注意を向けることですべての人々のための社会を構築する解決策を提案し、討論や具体的な活動
に参加することで社会に大いに貢献している。」(日本社会事業大学社会事業研究所訳・発行、スエーデン政府「患者
から市民へ：障害者施策に関する行動計画1999-2000年」(2004)のp24-25、『障害者団体への政府補助金』)
との認識で、2001年からは年間2800万クローネ(5億400万円)に増額されると記している。

しょうがいしゃ かん せかいこうどうけいかく ねんこくれん
障害者に関する世界行動計画 (1982年国連)
「加盟各国は障害者の組織との直接の接触を確立し、それらの組織がかかわりのあるすべての分野での政府及び決定
に影響力を行使できる道筋を開いてゆかなければならない。加盟各国は、この目的達成のために障害者団体に対して
必要な財政的援助を行わなければならない。」(93頁)

しょうがいしゃ きかいきんとうか かん きじゆんきそく ねんこくれん
障害者の機会均等化に関する基準規則(1993年国連)
きそく せいさくけいせい けいかくりつあん しょうがいしゃだんたいだいひょう せいさくけつてい さんか じゅうようせい きょうちょう きそく
規則14「政策形成と計画立案」で障害者団体代表の政策決定への参加の重要性を強調し、そのために規則18

しょうがい も ひと そしき
「障害を持つ人の組織」で、
せいふ しょうがい も ひと かぞく けんりようごしゃ そしき けつせい きょうか けいざいてき た ほうほう しょうれい しえん
「1、政府は障害を持つ人、家族、権利擁護者の組織の結成と強化を経済的ならびに他の方法で奨励し、支援すべき
である。政府はこれらの組織が障害政策の発展に果たすべき役割があることを認識すべきである。」
しょうがい も ひと じもと そしき ちいきしゃかいはる けつてい えいきょうりよく こうし ほしょう しょうがい も ひと
「8、障害を持つ人の地域の組織が地域社会レベルでの決定に影響力を行使するのを保障するために、障害を持つ人の
ちいき そしき きょうか
地域の組織は強化されるべきである。」

(4) 情報及びコミュニケーション(第19条・修正)

じょうほう あくせす かくほ おおはば かいせい さいかきいけん さんしょう
情報へのアクセスを確保するため大幅な改正を。その際下記意見を参照してほしい。
しょうがいしゃきほんほうかいせい いけん
障害者基本法改正における意見

にほんしょうがいしゃきょうぎかいじょうほうつうしんいいんかい ねん がつ にち
日本障害者協議会情報通信委員会 2010年1月20日
しょうがいしゃきほんほうかいせい しょうがいしゃけんりじょうやくぜんぶん だい じょう だい じょう だい じょう
障害者基本法改正にあたっては、障害者権利条約前文、第2条、第3条、第9条をふまえて、
せつきよくてき じょうほうあくせすほしょう いち
積極的な情報アクセス保障を位置づけるべきである。
じょうほうあくせす じょうほうはっしん あら きほんてきじんけん ねん ゆうせいしんぎかい いち しょうがいしゃ
「情報アクセス、情報発信は新たな基本的人権」(1995年、郵政審議会)として位置づけられた障害者と
あい しー ていーしやく ご あい ていー きほんほう しょうがいしゃ じょうほうばりあふりー はってん
ICT 施策は、その後の「IT 基本法」でも、すべての障害者の情報バリアフリーとして発展してきた。

にほん じす きかく せかい リード ぎじゆつきじゆん しょうがいしゃ しえんきき しえんぎじゆつ かいはつ
また、日本のJIS規格は、世界をリードする技術基準となっている。障害者のための支援機器や支援技術も開発されてきた。

しょうがいしゃひとり りかつよう めん おうべい こと きょうせいりよく ほうせいど しさく
しかし、障害者一人ひとりの「利活用」面では、欧米とは異なり、強制力のある法制度や施策がないために、なかなか普及しない現状がある。ICT分野でも強制力のある立法化が切望される。

ぐたいてき げんこう じょうほう りよう ぱりあふりーか だいじゆきゆうじょう つぎ かいせい
具体的には、現行の「(情報の利用におけるバリアフリー化)第十九条」は、次のように改正すべきである。

じょうほうおよ こみゆにけーしょん
(情報及びコミュニケーション)

だい じょう げんだいじゆきゆうじょう
第**条 (現第十九条)

しょうがいしゃ じんけんおよ きほんてきじゆう かんぜん きょうゆう かのう ひつよう じょうほうおよ
障害者は、すべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするため、必要な情報及び
こみゆにけーしょん ほしよく けんり ゆう
コミュニケーションが保障される権利を有する。

くに およ ちほうこうきょうだんたい しょうがいしゃ じんけんおよ きほんてきじゆう かんぜん きょうゆう かのう
2 国及び地方公共団体は、障害者がすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするた
みずか せんたく こみゆにけーしょんしゆだん しょう ひつよう しさく こう
め、自らが選択するコミュニケーション手段を使用することができるよう必要な施策を講じなければならない。

くに およ ちほうこうきょうだんたい しょうがいしゃ じんけんおよ きほんてきじゆう かんぜん きょうゆう かのう
3 国及び地方公共団体は、障害者がすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするた
りよう でんしけいさんきおよ かんれんそうち たじょうほうつうしんきき しえんぎじゆつ ふきゆう じょうほうつうしんぎじゆつおよ
め、利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器や支援技術の普及、情報通信技術及び
ほうそう りよう りべん ぞうしん しょうがいしゃ たい じょうほう ていきよう しせつ せいびとう はか ひつよう しさく こう
放送の利用の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じな
なければならない。

いんふおめーしょん あんど こみゆにけーしょん てくのろじー こうていやくひなまつりぱーじょん じょうほうつうしんきき しゅうせい
なお、「Information and Communication Technology」を「公定訳ひな祭りバージョン」は「情報通信機器」と修正し
ぶんや けんきゆうしゃ かんけいしゆだんたいない そふと じんてき さーびす ぬ お はんろん
たが、この分野の研究者や関係諸団体から「ソフトや人的なサービスが抜け落ちてしまいかねない」などの反論が
ふんしゆつ ぶんみやく きき ぎじゆつ つか わ いけん いちぶ けんりじょうやく
噴出している。「文脈によって「機器」と「技術」とを使い分けるべきである」との意見も一部にあるが、権利条約の
ぶんみやく いんふおめーしょん あんど こみゆにけーしょん てくのろじー じょうほうつうしんぎじゆつ やく いっぱんてき こう
文脈からは「Information and Communication Technology」は「情報通信技術」と訳すことが一般的であり、「公
ていやく しゅうせい
定訳」は修正されるべきである。

あしすていぶ てくのろじー しえんぎじゆつ やく きき そふとうえあ ひと ひと しえん
また、「Assistive Technology」は「支援技術」と訳すべきである。さまざまな「機器」だけでなく、ソフトウェアや人と人の「支援」の
かてい たいせつ がいわん ふく そうむじょう けいざいさんぎょうじょう しさく かんけい だんたい ねんだいこうはんいこう
過程も大切にする概念を含むものとして、総務省や経済産業省などの施策や関係する団体でも90年代後半以降、
せつきよくてき いみ しえんぎじゆつ いち
積極的な意味をもつものとして「支援技術」は位置づけられているからである。

【新谷委員】

きほんてきじんけん

3. 基本的人権について

しょうがいしゃ ふつう どうとう きほんてきじんけん きょうゆう けんり きょうじゆ にほんこくけんぽう きてい じんけん
障害者であっても、普通の人と同等の基本的人権を享有し、特別な権利を享受するわけではありませんので、日本国憲法の規定と人権

きてい た ほうりつ せいごう ひつよう かんが
規定を持っている他の法律との整合が必要と考 えます。

【蘭口委員】

げんこうきてい ほか めいぶん お そうそくてきじんけんきてい
1、現 行 規 定 の 他 に 明 文 で 置 く べ き 総 則 的 人 権 規 定 は 有 る か

せきぐちいけん じんしん じゆう

関 口 意 見：人 身 の 自 由

じこけつてい けんり さい たようせい そんなちよう

2、自 己 決 定 の 権 利 と 差 違 や 多 様 性 の 尊 重 に つ い て は だ う か

せきぐちいけん かつそうたいしゆぎ もと じこけつてい けんり さい たようせい そんなちよう か こ

関 口 意 見：価 値 相 対 主 義 に 基 づ く 自 己 決 定 の 権 利 と 差 異 や 多 様 性 の 尊 重 は 書 き 込 ま れ な け れ ば な ら ない。

ちいきしゃかい せいかつ いとな けんり

3、地 域 社 会 で 生 活 を 営 む 権 利 に つ い て は だ う か

せきぐちいけん けんり じつげん ぎむ くに

関 口 意 見：権 利 を 実 現 す る 義 務 は 国 に 有 る。

しゅわげんごおよ かん けんり

4、手 話 言 語 及 び コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン に 関 す る 権 利 に つ い て は だ う か

【土本委員】(再掲)

ほう とうじしゃしゅたい じこせんたく じこ

にゅうしょせつ

きほん法 は 当 事 者 主 体 自 己 選 択 自 己 け っ て い は い ま ま で も い ま も けんり と し て ほ し ゃ う さ れ て な い か ら 入 所 施 設 に と じ こ め ら れ て い る。こ
ふくし ほうりつ

れ か ら ひ つ よ う な こ と は ち い き で の ひ つ よ う で て き せ つ な 福 祉 サ ー ビ ス が う け ら れ る 法 律 が ひ つ よ う で す。

ほう ねんかんなかま にゅうしょせつ

きほん法 が でき て 40 年 間 仲 間 た ち は つ ぎ つ ぎ に 入 所 施 設 に と じ こ め ら れ た。
ま ず だ い い ち に こ の さ べ つ を や め る こ と で す。

【土本委員②】

なら さっぽろ ひょうご

なかま

奈良 札 幌 こ ん ど は 兵 庫 で も な が い こ と、ぎ ゃ く た い を さ れ て い た 仲 間 が い た こ と が わ か っ た。

な が い こ と ぎ ゃ く た い を う け て も だ れ に も い え な く、ぎ ゃ く た い を う け つ づ け て き た。な が い こ と お ど か さ れ て き た。

ならおおはしせいさくしよ

ひと

じぶん

ぎ ゃ く た い を さ れ て も い え な っ た、こ と、奈 良 大 橋 製 作 所 で も な ぐ ら れ た こ と も ま わ り の 人 た ち に い え な っ た。自 分 た ち の こ と を し っ
がっこう せんせい

て い る 学 校 の 先 生 が き き そ れ で な ぐ ら れ た こ と が わ か っ た。

じぶん

そ れ ま で は い え な く 自 分 た ち で だ ま っ て い た こ と も あ っ た り し て な ぐ ら れ つ づ け る と い え な く な る。

ねん ねん

じぶん

しせつ

な が い こ と し ら ず に い た。15 年 30 年 も ほ っ と か さ れ て い た。自 分 た ち は ぎ ゃ く た い ほ っ と か さ れ、せ ま い と こ ろ に お し つ け ら れ て 施 設 で も い い
か げ ん な こ と も や っ て い る。

しょくいん

にゅうしょせつ

い く ら や かん の 職 員 が ふ や そ う が も と に 有 る 入 所 施 設 そ の も の が な く し そ れ ぞ れ の こ ん な ん を か か え て い る こ と を し り、ち い き で も ひ

つようでできせつな福祉サービス支援があればとおもいます。

自分たちはしょうがいしゃである前に1人の人間としてあつかえといいつづけている。まわりの人たちもしょうがいしゃであっても1人の人間としてみていくことだとおもいます。ぎゃくたいやけんりしんがい きほんてき人権をうばわれつづけていきている。自分たちはなんのために人としていきているのか全国に、自分たちがしらないところでいまもぎゃくたいけんりしんがいをうけつづけている。

自分たちはいつまでなきねいりをしなければならぬのか。もうやだ仲間たちのことをみろといいたいです。

ひきまついん 【久松委員】

きほんてきじんけん かくにん

4. 基本的人権の確認について

しゅわ

(1) 手話

1 しゅわ おんせいげんご どうとう げんご いち ほしょう ひつよう

① 手話を音声言語と同等に言語としての位置づけと保障が必要である。

しゅわ しょう しゅわ がくしゅう しゅわ がくしゅう しゅわつうやくほしょう きほんてきけんり いち ひつよう

② 手話の使用、手話の学習、手話による学習、手話通訳保障は、基本的権利として位置づける必要がある。

ちょうかくしょうがいしゃは、しゅわ だいいちげんご「ぼご」 もの げんご にんげん せいかつ ふかけつ き はな 聴覚障害者には、手話を第一言語(母語)とする者がいる。言語は人間の生活に不可欠であり切り離すことができない。したがって第一言語の学習・使用は人間の基本的権利といえる。このことから、手話の

がくしゅう しょう しゅわ だいいちげんご もち ちょうかくしょうがいしゃ きほんてきけんり いち ひつよう 学習・使用は、手話を第一言語として用いる聴覚障害者の基本的権利として位置づけられる必要がある。

(2) コミュニケーション

たん いしそつう しゅだん ほんらいてき そうほうこう にんげんどうし きょうかん かくとく

① コミュニケーションは単なる意思疎通の手段ではない。本来的に双方向であり、人間同士の共感の獲得、それによる人格の発達という意義も含む。

そうほうこう いみ しょうがいしゃ たい ふくし いち げんてい いみ

「双方向である」という意味は、障害者に対する福祉サービスという位置づけに限定すべきではないことを意味する。

たと しゅわつうやく しゅわ もち おんせいげんご きと ちょうかくしょうがいしゃ おんせいげんご もち しゅわ 例えば、手話通訳は、手話を用い音声言語が聴き取れない聴覚障害者と、音声言語を用い手話を

かい けんちょうしゃそうほう ひつよう しゅわつうやく りよう 解しない健聴者双方が、コミュニケーションをするときに必要となる。つまり、手話通訳を利用するのは、

けんちょうしゃ ちょうかくしょうがいしゃ そうほう けんちょうしゃ ひつよう 健聴者と聴覚障害者の双方であり、健聴者も必要とするのである。

けんり ほしやう しゅだん こんどう ちゆうい ひつやう
② 権利としてのコミュニケーションの保障と、コミュニケーション手段は混同されないよう注意する必要がある。コミュニケーション手段の保障だけでなく、コミュニケーションの質も保障されなければならない。コミュニケーション手段の定義だけで終わるのではなく、障害者に関する基本的施策において、権利としてのコミュニケーションは独立した項目として位置づける必要がある。

たと じゅやう りかい はっしん じかん しょうがいしゃ いけんひょうめい きかい ほしやう
例えば、コミュニケーションの「受容（理解）」「発信」に時間のかかる障害者の意見表明の機会を保障する必要がある。
おんせいげんご しゅわ ひつき ゆびもじ しょくしゅわ てが もじ た つうやく
また、音声言語とのコミュニケーションにおいて、手話、筆記、指文字、触手話、手書き文字その他の通訳を行うことは、直訳、意訳、翻訳、説明、相談支援など、様々な方法・レベルがあり、専門的な支援技術をもつ人材（手話通訳士・者、要約筆記者、盲ろう通訳・介護員）が必要である。

まついじん 【松井委員】

4. 基本的人権の確認

げんこう きほんほふ ぶんや かつどう さんか きかい あたえられる だい3しょう しょうがいしゃ かのう かざり ちいき じりつ にちじょうせいかつ
現行の基本法では、「あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」（第3章2）や「障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない」（第8条2）などという表現からも明らかなように、「あらゆる分野の活動に参加」したり、「地域において自立した日常生活を営む」ことが障害者の基本的権利として保障されているわけではない。それらについて基本的権利として保障すべきである。また、それにあわせ、「手話その他の形態の非音声言語」を「言語」の一種と規定するとともに、教育などが、「盲人、ろう者または盲ろう者にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態および手段で、かつ、学問的および社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。」（権利条約第24条）が求められる。

せいねんこうけんせいど そのた しょうがいしゃ けんりえき ほごなど しきまた せいど だい20じょう せいねんこうけんせいど しょうがいしゃ けんりやうご
また、「成年後見制度その他の障害者の権利利益のための施策又は制度」（第20条）とあるように、成年後見制度は障害者の権利擁護制度と位置づけられている。しかし、成年後見制度は、障害者の法的能力の行使を制限する場合もあることから、権利条約では「障害者とその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる」（第12条）を求めている。したがって、障害者が平等に法的能力を行使できるようにするため、成年後見制度のあり方を見直す必要がある。